

第百二号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。
 別表第二の二十三の項を次のように改める。

二十三 区長		江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1109 963 1165 2038">地方税関係情報であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="1037 963 1109 2038">生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="965 963 1037 2038">中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="893 963 965 2038">外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="758 963 893 2038">児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="518 963 758 2038">健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による医療に関する給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</td> <td data-bbox="359 963 518 2038">健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法による保険給付の資格者等に関する情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> </table>	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による医療に関する給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法による保険給付の資格者等に関する情報であつて規則で定めるもの
地方税関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による医療に関する給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法による保険給付の資格者等に関する情報であつて規則で定めるもの				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二に規定されていない事務について、必要限度で特定個人情報を利用する必要があるので、本案を提出いたします。